

告 発 状

2002(平成14年)年4月4日

大阪地方検察庁検事正 殿

告発人代理人

弁護士 在 間 秀 和

同 幸 長 裕 美

同 島 村 美 樹

〒540-0031 大阪府中央区北浜東1番17号 日本ワードデータビル8階

告 発 人 大阪教育合同労働組合
代表者執行委員長 山 下 恒 生

〒530-0047 大阪府北区西天満2丁目3番19号 神光ビル4階

(TEL) 06 - 6365 - 1550

(FAX) 06 - 6365 - 1020

上記告発人代理人

弁護士 在 間 秀 和

〒530-0047 大阪府北区西天満5丁目9番11号 高橋ビル北6号館2階

同 幸 長 裕 美

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番6号

センチュリー西天満ビル701号室

同 島 村 美 樹

〒564-0073 吹田市山手町3丁目3番35号

被 告 発 人 学校法人関西大学
理 事 長 羽 間 平 安

告 発 の 趣 旨

被告発人の下記所為は、雇用保険法第 8 3 条 1 号の罪に該当するので被告発人を厳重に処罰されたく、告発する。

告 発 の 事 実

被告発人は、雇用保険法第 7 条記載の「事業主」として、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことを厚生労働大臣に届け出なければならない（雇用保険法第 7 条第 1 文）。

デイヴィッド・アグニュー（D.P.Agnew、以下「アグニュー」という。）は、1999年4月1日に被告発人に特任外国語講師として雇用された。そして、2002年3月31日まで被告発人において就労した（被告発人は同日付けでアグニューを雇い止めした旨主張しているが、この点については現在係争中である）。少なくとも、アグニューは、1999年4月1日以降2002年3月31日まで被告発人の被用者であったことは争いが無いが、この間、被告発人は、アグニューに関して、上記雇用保険法に基づく届出をしなかった。

告 発 の 事 情

一 告発事件の概略

被告発人は、雇用保険の強制加入適用事業主であるが（同法第 7 条）、告発人の度重なる申し入れにもかかわらず、大学専任教員ら少なくとも 666 名について、雇用保険法上の労働大臣への届出を行わず、該当教員らを雇用保険未加入の状態に置いているものである。

二 告発人および被告発人

1 被告発人

被告発人は、関西大学、関西大学大学院、関西第一高等学校、関西第一中学校、関西大学幼稚園等の学校を経営する学校法人である。その学生数は約 3 万人、教員等の被雇用者数は約 2 6 0 0 人にのぼる。

なお、被告発人の経営する関西大学は、明治 1 9 年 1 1 月 4 日、関西初の法律学校として設立され、大正 1 1 年に旧制大学となった歴史を持つ。その建学の精神・創立の理念は、「封建思想に馴染んだ日本人に自己の権利を守るための法律を教える法学の普及が最も大切な急務」と考えたボアソナード

博士の教え、すなわち正義の実現であるとのことである。また、被告発人は、関西私学の伝統ある「関関同立」のひとつを標榜し、ロースクール設置に名乗りを上げている。

2 告発人

告発人は、被告発人に雇用されている大学教員数名を組合員に擁しており、その雇用状態を確認するうち、上記「告発の事実」にかかる事実を発見したものである。告発人は、以下のとおり、被告発人に度重なる申し入れを行ってきたが、被告発人が雇用保険法上の届出を行わないため、本告発に及んだ。

三 被告発人の被雇用者の雇用保険加入状況等

1 被告発人の2001年度（平成13年度）における被雇用者の人数は概略以下のとおりである。

大学専任教員（教授・助教授・特別専任講師等）	581名
幼稚園、中学校、高等学校の専任教員	85名
大学非常勤講師	約1200名
幼稚園、中学校、高等学校の非専任教員	約30名
大学、幼稚園、中学校、高等学校等の職員	約460名
大学、幼稚園、中学校、高等学校等の非専任職員	約300名

以上のうち、被告発人が雇用保険法上の届出を行って雇用保険に加入しているのは、のみである。その余のうち、非常勤、非専任については雇用保険の適用の是非が問題となりうるが、少なくとも、の合計666名については、明らかに、被告発人が雇用保険法第7条の届出を強制される雇用保険加入対象者である。

しかしながら、被告発人は、の合計666名の被雇用者については、雇用保険法上の届出を行わず、雇用保険に加入していない。

2 現在，雇用保険においては様々な給付がなされることになっている。

現行の雇用保険制度における「失業等給付」としては、「求職者給付」「就職促進給付」「教育訓練給付」「雇用継続給付」等が支給される。

「求職者給付」は離職者で求職中の場合に支給される従前からのいわゆる失業保険である。

「就職促進給付」は、失業中に再就職できた場合に支給される再就職手当や就職支度金である。

「教育訓練給付」とは、被保険者が教育訓練（例えば英会話の講座等）を受講した場合にその経費の80%（上限は30万円）が支給されるというも

のである。

「雇用継続給付」は、高齢者（60歳以上）の被保険者が賃金減額となった場合に最大で賃金額の25%が支給されるという「高年齢者雇用継続給付」、育児休業の場合に賃金月額30%が支給される「育児休業給付」、更に、家族の介護のために休業した場合に賃金の40%が支給される「介護休業給付」がある。

以上のように、現在「雇用保険」においては、単に失業給付のみならず、昨今の労働法制や労働情勢に対応した様々な労働者の生活を援助する給付がされる制度となっている。

四 告発の事実の判明に至る事情

- 1 被告発人は、外国語教育の強化と多様化を図るとして、1992年に関西大学特任外国語講師規程を制定し、外国語を母国語とする特任講師の雇用を始めた。特任講師の労働時間は、雇用契約書によって週40時間と定められ、実態上、週40時間以上労働している。すなわち、特任講師の労働形態は、大学の専任教員に他ならない。

にもかかわらず、被告発人は特任講師を社会保険に加入させず国民健康保険への加入を強制し、雇用保険にも加入させなかった。

さらに、特任外国語講師（以下、「特任講師」という。）の雇用契約期間は1年であり、契約書上は2回を限度に更新ができるとされ、現に2回の更新を経た特任講師の雇用継続要求に対して被告発人はこれを拒絶してきた。

すなわち、被告発人は、特任講師について3年で雇用をうち切ることを予定しながら、雇用契約終了時に被雇用者において切実な問題となる雇用保険に加入させないのである。

- 2 ところで、1999年4月1日に、被告発人に特任講師として採用されたアグニューは、特任講師制度の問題に疑問を持って、告発人に加入した。

告発人は関大支部を結成し、2000年秋頃以降、被告発人に対して大学専任教員の雇用保険加入を要求してきた。

しかしながら、雇用保険に関する被告発人の回答は、同年12月21日の第1回団体交渉では「私学連合と労働省との間の覚書で、大学教員は加入しなくても良いとなっている」という意味不明のものであり、2001年9月26日の第3回団体交渉では、「大学だけでなく、高校から幼稚園までの教員も加入していないので、このルールは曲げられない。」と独自の「ルール」により加入しない態度をあからさまにした。

そこで、同年10月18日、告発人が、大阪労働局雇用保険課に出向き、被告発人に対して雇用保険に加入するよう指導することを求めたところ、大阪労働局淀川署は、同年11月始め、被告発人に対し雇用保険に加入するよう指導・要請した。これに対する被告発人の対応は、「すぐにはできない」というものであった。

同年11月6日、告発人は被告発人に対し、雇用保険の加入等を要求する同日付申入書を送付したところ、被告発人は、同月9日付回答書で、またも「全私学連合と労働大臣との間での合意事項」を持ち出して、加入手続をする意思のないことを明らかにした。

一方、11月21日に、大阪労働局が、淀川署と共に被告発人の所に出向き、雇用保険は法律によって強制加入と定められているので、被告発人には雇用保険加入義務があると指導した。これに対しても被告発人は、前述の「私学連合と労働省との覚書」によって加入が免除されていると主張し加入を拒否した。やむなく大阪労働局は厚生労働省に確認したが、そのような「覚書」は存在しないとの返答であった。

そこで、大阪労働局は、再度、被告発人に対して直ちに雇用保険に加入するよう指導したが、被告発人は指導に従わず、現在に至るも雇用保険に加入していない。

五 まとめ

被告発人は、前記のように、正義の実現を建学の精神とする、学生約3万人を擁する関西でも有数の大学等を経営するものであり、その社会的影響力・社会的責任は非常に大きい。そして、被告発人が告発にかかる事実を継続させている事態は、少なくとも666名にのぼる大学、幼稚園、中学校、高等学校等の専任教員の雇用保険上の前述の利益を侵害するものであり、ことに、3年での雇用の打ち切りを一方的に定められている特任講師に対しては、切実な生活上の不利益を惹起させるものである。

しかし、被告発人は、告発人の度重なる要求、及び、大阪労働局の3度にわたる行政指導にもかかわらず厚生労働省自身が否定している「覚書」の存在をその場凌ぎに主張するだけで、雇用保険に加入しようとしなない。よって、如上のような被告発人に対し、厳重なる処罰を求める次第である。

以上

立 証 方 法

- 1 関西大学特任外国語講師雇用契約書
- 2 回答書

添 付 資 料

- 1 証拠資料(写し) 各1通
 - 2 告発人組合規約 1通
 - 3 委任状 1通
- 以上